

姫路市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、姫路市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）とを会員として構成する組織であって、その会員相互の育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）の調整を行い、もって子育ての支援を行うことを目的とする。

(事務局)

第3条 次に掲げる業務を行うため、ファミリーサポートセンター事務局（以下「事務局」という。）を姫路市市之郷1006番地8 姫路市すこやかセンター内子育て支援施設に置く。

- (1) 会員の募集及び登録等に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員に対して援助活動に必要な知識を付与するための講習会に関すること。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 事業の広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、子育ての支援に必要と認められる業務に関すること。

(アドバイザー等)

第4条 事業を円滑に実施するため、事務局にアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは前条に規定する事業の実施に関する事務を行う。
- 3 アドバイザーは、援助活動の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、当該グループ内からその世話役としてサブリーダーを選任することができる。
- 4 サブリーダーは、主に夜間及び事務局の休日などにおける援助活動を調整し、アドバイザーと協力して援助活動を推進する。

(会員)

第5条 会員は、提供会員及び依頼会員とする。

- 2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。
- (1) 市内に居住している者（依頼会員にあっては、市内に勤務する者を含む。）であること。
 - (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有する者であること。
 - (3) 提供会員にあっては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる者であること。
 - (4) 依頼会員にあっては、原則として依頼会員と同居している親族であって、おおむね小学校6年生までの者（以下「子ども」という。）を有する者又は妊娠中の者であること。
- 3 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができるものとする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書兼登録書を事務局に提出し、事務局の承認を得なければならない。

- 2 事務局は、入会の承認をしたときは、会員の氏名等を会員登録簿に登録するものとする。
- 3 会員は、入会に際し、事務局の実施する講習を受けなければならない。

（退会）

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を事務局へ届け出なければならない。

- 2 事務局は、前項の届出を受け付けたときは、当該会員の登録を抹消するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員に係る承認を取り消し、その登録を抹消することができる。
 - (1) 第5条第2項に規定する要件を欠くとき。
 - (2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為等により、センターに損害を与えたとき。
 - (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき。
 - (4) その他会員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (5) 登録された連絡先が不通となったとき。
 - (6) その他、会員として活動する意思がないと事務局が認めたとき。

4 事務局は、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、速やかにその旨及びその理由を登録を抹消した者に通知するものとする。ただし、前項第5号の場合は省略する。

5 会員は、退会に際し、又は登録を抹消されたときは、直ちに事務局が指示する書類を事務局に返還しなければならない。

(遵守事項)

第8条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会則を遵守し、信義に基づき、誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。会員でなくなった後においても同様とする。
- (3) 援助活動を通じて、政治、宗教等を目的とする行為を行わないこと。
- (4) 援助活動を通じて、物品のあっ旋又は販売をしないこと。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。

2 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を事務局へ届け出なければならない。

(保険)

第9条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、事務局が指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

- 2 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。
- 3 補償保険が適用されない事故による損害については、当該援助活動の当事者間において解決しなければならない。

(損害の賠償)

第10条 会員は、故意若しくは重大な過失又は不正な行為等により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(援助活動の内容)

第11条 提供会員による援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及び放課後児童クラブその他これらに類する施設（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設等の終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設等までの子どもの送迎を行うこと。
- (4) 子どもが病気の場合等、臨時的に子どもを預かること。
- (5) 妊娠中又はおおむね出産後6か月未満の依頼会員への家事支援又は新生児・乳児の育児の補助（以下、「家事支援等」という。）を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事と育児の両立等子育て支援のために必要な援助を行うこと。

2 子ども預かる場合は、原則として提供会員が居住する住宅において行うものとする。
ただし、提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、事務局が当該住宅以外の場所で援助活動を行う必要があると認める場合は、この限りでない。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助時間)

第12条 援助時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 子どもを自宅等で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから依頼会員が子どもを迎えに来たときまでとする。

(2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから保育施設等に送り届けたときまで及び子どもを保育施設等から預かったときから依頼会員へ引き渡したときまでとする。

(3) 家事支援等の場合は、提供会員が依頼会員宅に到着してから、援助活動を終了して依頼会員宅を出るまでとする。

(援助活動の実施方法)

第13条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、事務局に対し、その申込みをするものとする。

2 前項の申込みを受けた事務局は、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、援助依頼受付簿に記録し、申込み内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡し、援助活動を依頼するものとする。

3 依頼会員と提供会員は、事前打合わせを十分に行い援助活動を開始するものとする。

4 依頼会員は、前項の依頼内容以外の援助を提供会員に対して求めてはならない。

5 提供会員は、援助活動を実施したときは、別に定める援助活動報告書に援助活動の内容を記録し、依頼会員の確認を受けなければならない。

6 提供会員は、その月の援助活動報告書を、翌月の5日までに事務局に提出しなければならない。

(援助活動の報酬)

第14条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動の終了の都度、別表1に定める基準に従って、報酬及び実費を支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、依頼会員が依頼を取り消した場合は、提供会員に対し、別表第2に定める基準にしたがって報酬を支払うものとする。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

1 報酬の基準額

- (1) 一般の保育の場合（(2)を除く。）

活動日	1時間当たりの報酬額	備 考
月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前7時～午後8時	700円	援助活動が基本時間（午前7時から午後8時）を少しでも超えるときは、午前7時及び午後8時を含む1時間は時間外の報酬額で計算する。
上記時間外、土曜・日曜・祝日	800円	

- (2) 病児・病後児の場合（子どもが病気、又は病気の回復期の場合）

活動日	1時間当たりの報酬額	備 考
-----	------------	-----

月曜日～金曜日（祝日を除く）	1,000円	援助活動は、午前7時から午後7時までとする。
土曜・日曜・祝日	1,100円	

(3) 家事支援等の場合

活動日	1時間当たりの報酬額	備考
月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前7時～午後8時	1,000円	援助活動が基本時間（午前7時から午後8時）を少しでも超えるときは、午前7時及び午後8時を含む1時間は時間外の報酬額で計算する。
上記時間外、土曜・日曜・祝日	1,100円	

2 報酬額の算出等

- (1) 援助活動の最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。援助活動が1時間を超える場合で1時間に満たない端数があるときは、その端数時間が30分以下のときは1時間当たりの金額の半額、30分を超える場合は1時間当たりの金額とする。
- (2) 同一世帯に属する複数の子どもを預ける場合は、二人目から半額とする。
- (3) 交通費、食事・おやつ代、おむつ代などについては、依頼会員が実費を支払う。
- (4) 報酬等は、援助活動終了後速やかに支払うものとする。

別表第2（第14条関係）

区分	取消しに係る報酬額
前日までに取消しの連絡をした場合	無料
当日の援助活動の開始予定時刻までに取消しの連絡をした場合	別表第1で算出した予定報酬額の半額。ただし、援助活動の開始予定時刻から1時間分の予定報酬額を限度とする。
援助活動の開始予定時刻までに取消しの連絡をしなかった場合	別表第1で算出した予定報酬額の全額